

発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野英明
発言の会議	令和8年 9月14日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

Ⅰ （仮称）横須賀市ケアラー支援条例の制定について

(Ⅰ) 条例の基本理念について

ア ケアラー支援条例を制定することで本市としてどのような社会を実現しようと考えているのか。

イ ケアラーを単にケアを受ける本人の「支え手」として捉えるのではなく、ケアラー自身も独立した支援対象であると同条例に明確に位置づけ、その生活・人生の質を守ること自体を目的として明記すべきではないか。

ウ 家族介護の継続自体を目的とするのではなく、ケアラー自身の意思を尊重し、望む生活や人生を選択できることを保障するという考え方を、条例に明確に位置づけるべきではないか。

エ ケアを受ける本人の意思や権利を尊重しながら、同時にケアラー自身の意思、生活、健康、尊厳や権利も守るという考え方を、条例にどのように位置づけていくのか。

オ 両者の意向が一致しない場合に、必要な社会資源の確保や支援調整を通じて双方の権利を守る仕組みを、同条例とその後の施策にどのように位置づけていくのか。

(2) 誰をケアラーとして支援するのかについて

ア 家族という関係性を超えて無償で継続的にケアを担っている人を幅広くケアラーとして位置づけ、年齢や分野を問わず多様なケアラーを条例の対象とすべきではないか。

イ ケアラーの社会的認知度を高め、自身が自らをケアラーと認識して必要な支援につながるための周知・啓発・情報提供と環境づくりを、条例とその後の施策に明確に位置づけるべきではないか。

ウ 声を上げにくく、相談につながりにくいケアラーへの個別の配慮を、条例とその後の施策に位置づけるべきではないか。

(3) 相談を待つ支援からアウトリーチ型の支援へ転換することについて

ア 地域包括支援センター、医療機関、介護・障害福祉サービス、学校など、ケアラーと接点を持つ様々な専門職や関係機関が、ケアを受ける本人だけでなく、ケアラー自身の困難にも気づくことのできる仕組みを構築すべきではないか。

イ その上で、「発見」「ケアラー自身の意思・希望の確認」「アセスメント」「ケアラー本人の望む生活や人生を踏まえた支援方針の作成」「必要な支援への接続」「その後のモニタリングと必要に応じた再アセスメント」までを一連の流れとして行うアウトリーチ型支援を市全体で構築し、条例とその後の施策に位置づけるべきではないか。

(4) 各分野のケアラー支援を条例によって全市共通の支援基盤へ発展させることについて

ア 各分野のケアラー支援をさらに発展させ、年齢や分野、ケアを受ける本人の状態にかかわらず、ケアラー自身の生活と人生を守る共通の支援基盤を、同条例によって全市横断的に構築すべきではないか。

(5) 条例を誰とどのようにつくるのかについて

ア 地域福祉課を主管課とし、関係部局が継続的に参画する全庁的な条例案の策定・推進体制を構築すべきではないか。

イ 日本ケアラー連盟や日本福祉大学の湯原悦子教授をはじめ、ケアラー支援について全国的・専門的な知見を持つ団体・専門家から、直接ヒアリングを行い、その知見を条例案の策定に生かすべきではないか。

ウ ケアラー、元ケアラー、ヤングケアラー経験者、家族会や当事者団体などが、単に意見を求められるだけではなく、条例の検討過程に参画できる策定委員会や検討会議等の仕組みを設けるべきではないか。

エ 来庁されることだけを前提にするのではなく、認知症カフェ、家族会、当事者団体の集まりなど、ケアラーが日常的にいる場所へ市職員が出向いて意見を聴く必要があるが、いかがか。

オ パブリック・コメント手続より前に、市公式LINE、SNS、ホームページなども活用したアンケート等を実施すべきではないか。

(6) 条例の実効性について

ア 実態調査、相談窓口、支援計画、数値目標、施策の検証・評価への当事者参画、第三者評価など、条例制定後も施策を継続的に実施・検証・改善していく仕組みを条例自体、または条例に基づく計画等に位置づけ、実効性を担保すべきではないか。

イ 相談支援、ケアラー自身の心身の健康支援、レスパイト、ピアサポート、市民団体・民間団体への活動支援、孤立防止、社会参加、就労・学業との両立支援など、ケアラー自身を直接支える施策を体系的に進めるべきではないか。

ウ 必要な支援を利用するための経済的負担の軽減や、ケアラーが突然ケアを担えなくなった場合にもケアを受ける本人の生活を維持できる緊急時の支援を、ケアラー支援体系に位置づけるべきではないか。

(7) 条例の策定期限の考え方について

ア 令和9年12月定例議会への条例案提出という時期ありきではなく、必要なプロセスを十分に重ねていただきたい。その結果として、当初想定していた時期より条例案の提出が遅れることになったとしても、提案時期を優先するのではなく、中身を

重視した実効性のある条例を制定していただけないか。

(8) 条例制定を待たずに進めるべき取組について

ア その第一歩として、拡充された「家族介護支援事業」を、相談支援、ケアラー同士の交流やピアサポート、孤立防止など、ケアラー自身を直接支える施策に、来年度から積極的に活用すべきではないか。

イ 福祉、介護、医療、保健、子ども、教育、就労など、様々な分野においてケアラーと接する市職員や専門職が、ケアラーを独立した支援対象として捉え、その困難を発見・アセスメントし、必要な支援につなぐための体系的な研修を実施すべきではないか。

ウ 市職員のケア実態やニーズを把握し、休暇制度や柔軟な働き方、相談支援、管理職への理解促進などを進め、市役所自体がワーキングケアラー支援と介護離職防止のモデル事業者となり、その取組を市内企業・事業者にも広げていくべきではないか。